

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">損益の通算の計算書の書き方</p> <p>1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「㉔通算後」の「譲渡」の各欄 「㉔差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㉔差引金額」の金額をそのまま転記します。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「㉔差引金額」が赤字と黒字の場合…「㉔差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 <p>(2) 「㉕譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「㉔通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。</p> <p>※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㉔通算後」の金額から「㉔特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「㉖第1次通算後」の各欄</p> <p>イ 「㉔通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㉔通算前」の金額をそのまま転記します。</p> <p>ロ 「㉔通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。</p> <p>ハ 「㉔通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。</p> <p>(2) 「㉗第2次通算後」の各欄</p> <p>イ 「㉖第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㉖第1次通算後」の金額をそのまま転記します。</p> <p>ロ 「㉖第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。</p> <p>ハ 「㉖第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。</p> <p>(3) 「㉘第3次通算後」の各欄</p> <p>イ 「㉗第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。</p> <p>ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㉗第2次通算後」の金額をそのまま転記します。</p> <p>(4) 「㉙所得金額」の各欄</p> <p>イ 「㉘第3次通算後」の㉙と㉚の金額の合計額が黒字の場合…「㉙所得金額」の㉙には、㉙と㉚の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㉘第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>ロ イ以外の場合…「㉙所得金額」に「㉘第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>3 申告書への転記</p> <p>(1) 申告書B第一表</p> <p>イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き確定申告書B用」参照）。</p> <p>ロ 「収入金額等」欄の㉑、㉒及び「所得金額」欄の⑧</p> <p>i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉒に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ii i以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑫の金額を「収入金額等」欄の㉑に、⑫と⑬の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「収入金額等」欄の㉑及び「所得金額」欄の⑧ ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑪と⑫と⑬の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>(2) 申告書第三表（分離課税用） ・ 「所得金額」欄の㉓及び㉔ ⑭の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉓に、⑯の金額を「所得金額」欄の㉔にそれぞれ転記します。</p>	<p style="text-align: center;">損益の通算の計算書の書き方</p> <p>1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「㉔通算後」の「譲渡」の各欄 「㉔差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㉔差引金額」の金額をそのまま転記します。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「㉔差引金額」が赤字と黒字の場合…「㉔差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 <p>(2) 「㉕譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「㉔通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。</p> <p>※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㉔通算後」の金額から「㉔特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「㉖第1次通算後」の各欄</p> <p>イ 「㉔通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㉔通算前」の金額をそのまま転記します。</p> <p>ロ 「㉔通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。</p> <p>ハ 「㉔通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。</p> <p>(2) 「㉗第2次通算後」の各欄</p> <p>イ 「㉖第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㉖第1次通算後」の金額をそのまま転記します。</p> <p>ロ 「㉖第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。</p> <p>ハ 「㉖第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。</p> <p>(3) 「㉘第3次通算後」の各欄</p> <p>イ 「㉗第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。</p> <p>ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㉗第2次通算後」の金額をそのまま転記します。</p> <p>(4) 「㉙所得金額」の各欄</p> <p>イ 「㉘第3次通算後」の㉙と㉚の金額の合計額が黒字の場合…「㉙所得金額」の㉙には、㉙と㉚の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㉘第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>ロ イ以外の場合…「㉙所得金額」に「㉘第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>3 申告書への転記</p> <p>(1) 申告書B第一表</p> <p>イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き確定申告書B用」参照）。</p> <p>ロ 「収入金額等」欄の㉑、㉒及び「所得金額」欄の⑧</p> <p>i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉒に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ii i以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑫の金額を「収入金額等」欄の㉑に、⑫と⑬の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「収入金額等」欄の㉑及び「所得金額」欄の⑧ ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑪と⑫と⑬の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>(2) 申告書第三表（分離課税用） ・ 「所得金額」欄の㉓及び㉔ ⑭の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉓に、⑯の金額を「所得金額」欄の㉔にそれぞれ転記します。</p>